

住民税非課税世帯等に対する

臨時特別給付金の給付について

▶ 問合せ 総務課財政係 ☎ 24-5111 (内線112)
 受付時間 平日・午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、住民税均等割非課税世帯や、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯を支援する、新たな給付金です。受給するためには手続きが必要です。

◆支給額

1世帯あたり10万円

◆支給対象世帯(①または②のいずれか)

①住民税均等割非課税世帯【返送が必要】

令和3年12月10日時点で、世帯全員の令和3年度分住民税均等割が非課税の世帯。(世帯全員が、住民税が課税されている方の扶養を受けている場合は対象外)

●対象と思われる世帯に、**村から確認書(青色封筒)が届きます。**(2月下旬から順次発送予定です)

※遡りによる転入や修正申告で対象となった世帯は、別途村への申出が必要です。

●記入例を参考に**必要事項を記入し、同封の返信用封筒で期限までに役場へ返送してください。**

・口座欄が空欄か、印字された口座以外への振り込みなどは、本人確認書類と口座が確認できる書類の写しを添付してください。

・役場に不備のない確認書が到着した日から、2週間程度で給付金が支給されます。

②家計急変世帯【申請が必要】

住民税均等割が課税されている世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯全員が住民税均等割非課税相当となった世帯(令和3年1月～令和4年9月までの任意の1カ月で判定)は、申請により給付を受けられます。収入や所得にかかる審査がありますので、収入状況が確認できる書類の提出が必要です。

(例) 給与明細書、年金振込通知書、源泉徴収票、令和3年分所得の確定申告書、事業収入・不動産収入にかかる書類の写し など

●申請時点で住民登録のある市町村に申請してください。

●昭和村用の申請書は、役場総務課と村ホームページで配布しています。申請される方は、必要事項を記入して、**添付書類と一緒に役場へ申請してください。**

・事業活動に季節性があり、繁忙期や農産物の出荷時期などにより、通常収入を得られない時期を対象月として申請した場合は対象外です。

その他、詳細はお問合せください。

支給対象となる世帯

①または②のいずれか(重複不可)

①

世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯

役場から
確認書が届きます

要返送

一部申請が必要な
場合があります

令和3年12月10日時点で、昭和村に住民登録がある世帯には、2月下旬以降、役場から確認書が送付されます。

②

令和3年1月以降の収入が減少し
非課税相当となった家計急変世帯

申請が必要です

申請期間
2月22日(火)
～9月30日(金)

申請時点で住民登録のある市町村に申請してください。昭和村用の申請書は、役場総務課または村ホームページからダウンロードできます。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

自宅や職場などに国や県、村の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、警察か警察相談専用電話(#9110)に連絡ください。



新型コロナウイルス感染拡大に関する生活支援

昭和村商品券を配付します

▶ 問合せ 企画課地域振興係 ☎ 24-5111 (内線141)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、影響を受けている家計への支援と、村の経済の活性化のため、ふるさと納税寄付金を活用して村民1人あたり1万円分の商工会商品券を配付します。

◆ 配付対象者

- ・令和4年2月1日時点で村民の方
(昭和村住民基本台帳に登録されている)
 - ・令和4年3月31日までに生まれた子ども
(出生届が受理され住民登録される)
- ※商品券発送までに、死亡や転出などにより世帯員の全員が村民でなくなった場合は対象外となります。また、村民の皆さんからの申請は不要です。

◆ 配付金額

1人あたり10,000円分(500円券が20枚)の昭和村商工会商品券

◆ 配付方法

2月7日以降、世帯主の方あてに世帯全員分をまとめて書留郵便でお送りしています。

◆ 利用期限

令和4年8月31日まで 期限内にお使いください。



悩みを抱えていたら ぜひ相談してください

コロナ禍による解雇や雇い止め、収入減などによる心身の不調やDV、女性への家事育児の偏りなどで悩んでいませんか。悩みを抱えていたら、ひとりで悩まず電話やSNSなどで相談してみませんか。費用は無料です。

◆ NPO法人 Next Generation

☎050-3196-4973

お気軽にこころの声をお聞かせください。
※3月18日(金)までの受付となります。
日・火・木曜日…午前10時～午後5時
金曜日…午後2時～午後9時

◆ NPO法人 BONDプロジェクト

LINE@bondproject

10代20代女性のためのLINE相談です。
月・水・木・金・土曜日
・午後2時～午後6時
・午後6時30分～午後10時20分



◆ チャイルドライン

☎0120-99-7777

18歳までの子どもがかけられる相談電話です。
チャットでの相談も受け付けています。
毎日午後4時～午後9時
<https://childline.or.jp/>



◆ こころの健康相談統一ダイヤル

☎0570-064-556

群馬県こころの健康センターが相談を受け付けています。
月～金曜日(祝日除く)
午前9時～午後10時

